

申2号
業務交渉

補足項目を提出!!②

「横浜支社における要員問題に関する JR 東労組の考え方」に基づく

申2号第2項補足項目（その1）と会社回答

5. 現在員が標準数を下回る等の事態が生じた場合は、安全の確保、社員の健康、職名に基づく業務遂行の原則、本来業務に集中できる環境を整えるため、適正要員の確保までの間、一時的に My Project、各種委員会活動を中止すること。

会社 意欲ある社員の能力を伸ばすことは会社の将来のために必要であり、今後とも社員一人ひとりの本来持つ能力を引き出して活かす環境づくりを継続して実施していく。

6. ワークライフバランスの観点から、休職、休暇、育児・介護勤務等の活用状況、区所の規模等の特性、社員の健康状態等、区所の社員構成に基づく標準数の算定基準に改めること。また、次期ダイヤ改正時に新たな標準数の算定基準に基づき適正要員を配置すること。

会社 標準数は業務運営に要する社員数の目安であり、必要な要員を確保しているか否かは、標準数をどのように計上するかが問題ではない。要員配置については、勤務実績や勤務制度等の利用状況を踏まえ、業務に必要な現在員を配置した上で、柔軟な要員運用や業務量調整を行うことにより対応している。

7. 利用者のニーズ、観光需要、社会環境の変化等により新規に臨時列車を設定する場合の設定基準を明らかにすること。また、区所の配置箇所を踏まえた行路設定をおこなうこと。

会社 臨時列車の設定にあたっては、お客さまのご利用状況やニーズ等を踏まえ、需要予測を行い、総合的に勘案し設定しているところである。また、臨時行路の設定については、現在員の配置状況等も踏まえ、効率的な業務を行うことを前提に設定しているところである。

8. 波動予備の算定基準は、これまでの前々年度の臨時列車の実績に基づく算定方法に加え、新年度における臨時列車の設定に基づき適正要員を配置すること。

会社 臨時列車に対応する要員については、これまでの業務量を踏まえて目安として管理数値はあるが、今後の業務量を考慮しながら、現在員を配置していく考えである。

第2回交渉では、「補足項目」と「補足回答」に基づき、議論を行っていきます。

「乗務労働の特殊性」を否定する運用を認めず、本来業務に集中できる職場を創り出すため、交渉に臨んでいきます!!